

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
規制の名称： 措置入院者に対する退院促進措置の義務付け  
規制の区分： 新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局： 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
評価実施時期： 令和4年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に対し、措置入院者及びその家族等からの退院後の生活環境に関する相談に応じる退院後生活環境相談員を選任することを義務付けることとする。

また、措置入院者又はその家族等から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者を紹介しなければならないこととする。

これらの規制の新設がなされなければ、措置入院者の地域生活への移行が進まないおそれがある。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現行法においては、医療保護入院者については退院促進措置が規定されているが、医療保護入院と同様に患者本人の意思によらない入院である措置入院者については、退院促進措置が規定されていない。

医療保護入院者だけでなく、措置入院者に対しても退院後の生活環境の調整は必要であり、地

域生活への移行を促進するための措置が必要である。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

精神科病院の管理者に対し、退院後生活環境相談員の選任のための人件費や、地域援助事業者の情報収集等に係る費用等が生じる。

#### 【行政費用】

退院促進措置は精神科病院の管理者において実施されるものであり、本規制の新設に伴う行政費用は発生しない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和には該当しない。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

退院後生活環境相談員の選任や地域援助事業者の紹介により、措置入院者は、退院後の地域生活における相談支援や居宅介護支援を行う事業者とつながることができ、地域で安心して暮らせる体制の整備を促進することができる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和には該当しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結

果を活用して把握する。

副次的な影響又は波及的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

精神科病院の管理者に対し、退院後生活環境相談員の選任や地域援助事業者の紹介による一定の負担が生じるものの、措置入院者は、退院後の地域生活における相談支援や居宅介護支援を行う事業者とつながることができ、地域で安心して暮らせる体制の整備を促進することができるようになるため、本規制の内容は適当と判断する。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、措置入院者に対する退院促進措置を努力義務として規定することが考えられる。この場合、努力義務の遵守が各精神科病院の管理者にゆだねられることとなり、取組の実施

に精神科病院間で差が生じ、その効果が限定されるおそれがある。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後 5 年を目途として、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標等の設定は困難。